

○生駒市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

生駒市教育委員会事務局組織規則(平成2年4月生駒市教育委員会規則第5号)新旧対照表

現行			改正案		
別表(第3条関係) 1 教育部			別表(第3条関係) 1 教育部		
課名	係名	事務分掌	課名	係名	事務分掌
教育総務課	庶務係	(1) 教育長及び教育委員の秘書事務に関すること。 (2) 教育委員会の会議、記録及び運営に関すること。 (3) 教育委員会規則等の制定又は改廃に関すること。 (4) 事務局職員の任免その他人事に関すること。 (5) 証書及び公印の保管及び文書事務に関すること。 (6) 儀式及び賞罰に関すること。 (7) 事務局職員の研修及び福利厚生に関すること。 (8) 関係機関との連絡調整に関すること。 (9) 学校施設の建設計画及び安全対策に関すること。 (10) 学校施設の設備、変更及び廃止に関すること。 (11) 学校の用に供する教育財産の管理及び処分に関すること。 (12) 通学路の安全対策に関すること。 (13) その他学校施設に関すること。 (14) 教育行政に関する相談に関すること。 (15) 事務局、部及び課の庶務に関すること。	教育総務課	庶務係	(1) 教育長及び教育委員の秘書事務に関すること。 (2) 教育委員会の会議、記録及び運営に関すること。 (3) 教育委員会規則等の制定又は改廃に関すること。 (4) 事務局職員の任免その他人事に関すること。 (5) 証書及び公印の保管及び文書事務に関すること。 (6) 儀式及び賞罰に関すること。 (7) 事務局職員の研修及び福利厚生に関すること。 (8) 関係機関との連絡調整に関すること。 (9) 学校施設の建設計画及び安全対策に関すること。 (10) 学校施設の設備、変更及び廃止に関すること。 (11) 学校の用に供する教育財産の管理及び処分に関すること。 (12) 通学路の安全対策に関すること。 (13) その他学校施設に関すること。 (14) 教育行政に関する相談に関すること。 (15) 事務局、部及び課の庶務に関すること。

		(16) 部内の他課の所管に属さないこと。			(16) 部内の他課の所管に属さないこと。	
	学務係	(1) 学齢児童及び生徒の就学及び出席の督促並びに就学の猶予及び免除に関する事。 (2) 県費負担教職員の任免その他進退の内申に関する事。 (3) 教職員の任免その他人事に関する事。 (4) 学級編制に関する事。 (5) 教科書の給付に関する事。 (6) 学校の管理運営に関する事。 (7) 教職員、児童、生徒等の健康管理及び福利厚生に関する事。 (8) 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する事。 (9) 災害救済給付、学校災害賠償補償保険等に関する事。 (10) その他学校教育に関する事(教育指導課の所管に属するものを除く。)		学務係	(1) 学齢児童及び生徒の就学及び出席の督促並びに就学の猶予及び免除に関する事。 (2) 県費負担教職員の任免その他進退の内申に関する事。 (3) 教職員の任免その他人事に関する事。 (4) 学級編制に関する事。 (5) 教科書の給付に関する事。 (6) 学校の管理運営に関する事。 (7) 教職員、児童、生徒等の健康管理及び福利厚生に関する事。 (8) 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する事。 (9) 災害救済給付、学校災害賠償補償保険等に関する事。 (10) その他学校教育に関する事(教育指導課の所管に属するものを除く。)	
学校給食センター	給食係	(1) 学校給食事業の企画及び運営に関する事。 (2) 学校給食センター運営協議会に関する事。 (3) 献立の作成及び栄養価計算に関する事。 (4) 給食材料の購入計画に関する事。 (5) 給食材料の検査及び保管に関する事。 (6) 調理の指導に関する事。 (7) 学校給食センターの管理運営に関する事。 (8) 生駒市教育委員会に対する補助		学校給食センター	給食係	(1) 学校給食事業の企画及び運営に関する事。 (2) 学校給食センター運営協議会に関する事。 (3) 献立の作成及び栄養価計算に関する事。 (4) 給食材料の購入計画に関する事。 (5) 給食材料の検査及び保管に関する事。 (6) 調理の指導に関する事。 (7) 学校給食センターの管理運営に関する事。 (8) 生駒市教育委員会に対する補助

		<p>執行規則(平成28年3月生駒市規則第10号)第2条に掲げる事務のうち、学校給食費の徴収及び収納に関すること。</p> <p>(9) その他学校給食に関すること。</p>			<p>執行規則(平成28年3月生駒市規則第10号)第2条に掲げる事務のうち、学校給食費の徴収及び収納に関すること。</p> <p>(9) その他学校給食に関すること。</p>
教育指導課	指導係	<p>(1) 学校教育の研究、指導及び助言に関すること。</p> <p>(2) 学校経営の管理、指導及び助言に関すること。</p> <p>(3) 教育課程、学校指導及び生徒指導に関すること。</p> <p>(4) 就学指導に関すること。</p> <p>(5) 教育支援委員会に関すること。</p> <p>(6) 青少年相談に関すること。</p> <p>(7) 教育相談に関すること。</p> <p>(8) 学校教育に係る人権教育の推進に関すること。</p> <p>(9) いじめ問題対策連絡協議会に関すること。</p> <p>(10) いじめ防止等対策審議会に関すること。</p> <p>(11) 教科用図書、教具等の選定採決に関すること。</p> <p>(12) 教育研究資料の編集等に関すること。</p> <p>(13) 教職員の研修に関すること。</p> <p>(14) 公立学校職員共済組合に関すること。</p> <p>(15) 放課後こども教室に関すること。</p> <p>(16) その他学校教育指導に関すること。</p> <p>(17) 課の庶務に関すること。</p>	教育指導課	指導係	<p>(1) 学校教育の研究、指導及び助言に関すること。</p> <p>(2) 学校経営の管理、指導及び助言に関すること。</p> <p>(3) 教育課程、学校指導及び生徒指導に関すること。</p> <p>(4) 就学指導に関すること。</p> <p>(5) 教育支援委員会に関すること。</p> <p>(6) 青少年相談に関すること。</p> <p>(7) 教育相談に関すること。</p> <p>(8) 学校教育に係る人権教育の推進に関すること。</p> <p>(9) いじめ問題対策連絡協議会に関すること。</p> <p>(10) いじめ防止等対策審議会に関すること。</p> <p>(11) 教科用図書、教具等の選定採決に関すること。</p> <p>(12) 教育研究資料の編集等に関すること。</p> <p>(13) 教職員の研修に関すること。</p> <p>(14) 公立学校職員共済組合に関すること。</p> <p>(15) 放課後こども教室に関すること。</p> <p>(16) その他学校教育指導に関すること。</p> <p>(17) 課の庶務に関すること。</p>
教育政策室	教育政策係	<p>(1) 教育委員会に係る事務の管理及び執行の状況の点検及び評価並び</p>	教育政策室	教育政策係	<p>(1) 教育委員会に係る事務の管理及び執行の状況の点検及び評価並び</p>

		<p>にその公表に関すること。</p> <p>(2) 教育改革の推進に係る企画、調整及び運営に関すること。</p> <p>(3) 生駒市教育委員会に対する補助執行規則第2条に掲げる事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>ア 教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱に関すること。</p> <p>イ 総合教育会議に関すること。</p>			<p>にその公表に関すること。</p> <p>(2) 教育改革の推進に係る企画、調整及び運営に関すること。</p> <p>(3) 生駒市教育委員会に対する補助執行規則第2条に掲げる事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>ア 教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱に関すること。</p> <p>イ 総合教育会議に関すること。</p>
幼保こども園課	保育幼稚園係	<p>(1) 幼稚園教育の企画及び調査研究に関すること。</p> <p>(2) 園児の入退園事務に関すること。</p> <p>(3) 幼稚園運営に係る支援及び教職員の教育活動に係る指導助言に関すること。</p> <p>(4) 教育課程の編成、実施、進行管理等の指導助言に関すること。</p> <p>(5) 教職員の人事に関すること。</p> <p>(6) 教職員及び園児の健康管理並びに福利厚生に関すること。</p> <p>(7) 前各号に定めるもののほか、幼稚園に係る管理運営に関すること。</p> <p>(8) 生駒市教育委員会に対する補助執行規則第2条に掲げる事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>ア 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に関する企画、調査及び連絡調整に関すること。</p> <p>イ 特定教育・保育施設及び特定地域型保育等の利用に係る支給認定に関すること。</p> <p>ウ 施設型給付費及び地域型保育</p>	幼保こども園課	保育幼稚園係	<p>(1) 幼稚園教育の企画及び調査研究に関すること。</p> <p>(2) 園児の入退園事務に関すること。</p> <p>(3) 幼稚園運営に係る支援及び教職員の教育活動に係る指導助言に関すること。</p> <p>(4) 教育課程の編成、実施、進行管理等の指導助言に関すること。</p> <p>(5) 教職員の人事に関すること。</p> <p>(6) 教職員及び園児の健康管理並びに福利厚生に関すること。</p> <p>(7) 前各号に定めるもののほか、幼稚園に係る管理運営に関すること。</p> <p>(8) 生駒市教育委員会に対する補助執行規則第2条に掲げる事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>ア 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に関する企画、調査及び連絡調整に関すること。</p> <p>イ 特定教育・保育施設、特定地域型保育等及び特定乳児等通園支援の利用に係る支給認定に関すること。</p> <p>ウ 施設型給付費、地域型保育給付</p>

		<p><u>給付費</u>に関すること。</p> <p><u>エ 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認</u>に関すること。</p> <p><u>オ 特定教育・保育施設及び特定地域型保育の入退所</u>に関すること。</p> <p><u>カ 市立の保育所及びこども園の運営</u>に関すること。</p> <p><u>キ 特定教育・保育施設の保育料の賦課徴収及び収納</u>に関すること。</p> <p><u>ク 私立幼稚園</u>に関すること。</p> <p><u>ケ 市立の保育所及びこども園の職員の任免、研修その他人事</u>に関すること。</p> <p><u>コ 保育所運営委員会</u>に関すること。</p> <p>(9) 課の庶務に関すること。</p>			<p><u>費、乳児等支援給付費及び特例乳児等支援給付費の支給</u>に関すること。</p> <p><u>エ 地域型保育事業及び乳児等通園支援事業の認可</u>に関すること。</p> <p><u>オ 特定教育・保育施設、特定地域型保育事業者及び特定乳児等通園支援事業者の確認</u>に関すること。</p> <p><u>カ 特定教育・保育施設及び特定地域型保育の入退所</u>に関すること。</p> <p><u>キ 市立の保育所及びこども園の運営</u>に関すること。</p> <p><u>ク 特定教育・保育施設の保育料の賦課徴収及び収納</u>に関すること。</p> <p><u>ケ 私立幼稚園</u>に関すること。</p> <p><u>コ 市立の保育所及びこども園の職員の任免、研修その他人事</u>に関すること。</p> <p><u>サ 保育所運営委員会</u>に関すること。</p> <p>(9) 課の庶務に関すること。</p>	
	こども園準備室 施設整備係	<p>(1) 市立保育所及び幼稚園のこども園への移行に係る企画及び調整に関すること。</p> <p>(2) 幼稚園の用に供する教育財産の維持管理に関すること。</p> <p>(3) 幼稚園施設の営繕、保全及び管理に関すること。</p> <p>(4) 生駒市教育委員会に対する補助執行規則第2条に掲げる事務のうち、市立の保育所及びこども園の施設の整備に関すること。</p>		こども園準備室 施設整備係	<p>(1) 市立保育所及び幼稚園のこども園への移行に係る企画及び調整に関すること。</p> <p>(2) 幼稚園の用に供する教育財産の維持管理に関すること。</p> <p>(3) 幼稚園施設の営繕、保全及び管理に関すること。</p> <p>(4) 生駒市教育委員会に対する補助執行規則第2条に掲げる事務のうち、市立の保育所及びこども園の施設の整備に関すること。</p>	
児童総務課	庶務給付係	(1) 生駒市教育委員会に対する補助執行規則第2条に掲げる事務のう		児童総務課	庶務給付係	(1) 生駒市教育委員会に対する補助執行規則第2条に掲げる事務のう

	<p>ち、次に掲げるもの</p> <p>ア 児童手当法(昭和46年法律第73号)による児童手当の支給に関すること。</p> <p>イ 児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)による児童扶養手当の支給に関すること。</p> <p>ウ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)による特別児童扶養手当の支給に関すること。</p> <p>エ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)による助産施設における助産の実施に関すること。</p> <p>オ 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)による母子及び父子の自立支援に関すること。</p> <p>(2) 課の庶務に関すること。</p>
学童係	<p>(1) 放課後児童健全育成事業に関すること。</p> <p>(2) 学童保育運営協議会に関すること。</p>

2 生涯学習部 略

	<p>ち、次に掲げるもの</p> <p>ア 児童手当法(昭和46年法律第73号)による児童手当の支給に関すること。</p> <p>イ 児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)による児童扶養手当の支給に関すること。</p> <p>ウ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)による特別児童扶養手当の支給に関すること。</p> <p>エ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)による助産施設における助産の実施に関すること。</p> <p>オ 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)による母子及び父子の自立支援に関すること。</p> <p>(2) 課の庶務に関すること。</p>
学童係	<p>(1) 放課後児童健全育成事業に関すること。</p> <p>(2) 学童保育運営協議会に関すること。</p>

2 生涯学習部 略